

所得制限により手当が全部停止になる例について

例1 請求者とその子とが居住のとき

- 請求者の所得250万円で扶養親族数1人の場合。

※請求者の所得が扶養親族数1人の制限額230万円以上になるので、所得制限による全部停止（手当額0円）となる。

例2 請求者とその子、両親・祖父母・兄弟姉妹等が同居しているとき

- 請求者の所得200万円で扶養親族1人、父の所得300万円で扶養親族1人、母の所得0円で扶養親族0人、祖父母・兄弟姉妹等の所得230万円で扶養親族0人の場合。

※請求者の所得は制限の範囲内であるが、父の所得が扶養親族数1人の制限額274万円以上になるので、**扶養義務者による所得制限**で全部停止（手当額0円）となる。

【注意】上記の例は一部です。他にも状況により所得制限を受ける場合があります。

児童扶養手当が全部停止（手当額0円）になる制限額表

扶養親族の数	児童扶養手当の請求者		扶養義務者 配偶者 孤児等の養育者	
	収入（目安）	所得	収入（目安）	所得
0人	312万円	192万円以上	373万円	236万円以上
1人	365万円	230万円以上	420万円	274万円以上
2人	413万円	268万円以上	468万円	312万円以上
3人	460万円	306万円以上	515万円	350万円以上
4人	508万円	344万円以上	563万円	388万円以上
5人	555万円	382万円以上	610万円	426万円以上

※収入は所得に対する目安です。

※手当を請求する人又は扶養義務者等の前年（1月～9月までに請求する場合は前々年）の所得が制限額以上あるときは、手当が全部停止（手当額0円）となります。

※所得制限が適用されるかどうかは、児童扶養手当の事前相談の際に確認することができます。子育て支援課の窓口にてお問い合わせ下さい。